

2 用語の説明

この手引きにおいて使用する用語は、次のとおりです。

用 語	説 明
化管法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
PRTR 制度	化管法のなかで、化学物質の環境への排出量及び移動量の把握とその届出等について定めた制度
環境保全条例	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例
環境保全条例施行細則	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則
事業者	化学物質を取り扱う事業者
工場等	工場及び事業場
特定化学物質	その性状、使用状況等からみて特に適正管理が必要とされる化学物質として環境保全条例施行細則で規定する物質 (化管法に基づく「第一種指定化学物質」と同じ)
特定化学物質等	特定化学物質及び特定化学物質を含有する製品であって環境保全条例施行規則で定める要件に該当するもの (化管法に基づく「第一種指定化学物質等」と同じ)
特定化学物質等取扱事業者	環境保全条例に基づき取扱量の把握及び届出をする必要のある事業者
化学物質適正管理指針	環境保全条例第 46 条に基づき定められた事業者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針